

育児情報提供事業実施要領

一般財団法人広島県職員互助会

第1 目 的

2歳未満の子を養育している会員が安心して子育てができるよう育児に関する情報を提供し、育児の悩み解消や、育児家庭の健康支援等に資する。

第2 内 容

2歳未満の子を養育している会員へ、育児情報誌を1人の子につき最長2年間提供する。

- (1) 「お医者さんにかかるまでに」 1冊（初回）
- (2) 月刊「赤ちゃんと！」 12冊（1年間）
- (3) 季刊「ラシタス」 4冊（(2) に続く1年間）
- (4) 「産休・育休・復職シェアBOOK」 1冊

第3 手続き

会員が育児情報誌の提供を受けようとするときは、「育児情報提供事業申込書」により理事長に対して申請するものとする。

第4 施 行

提供期間を互助会が決定し、育児情報誌を会員に対して送付する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月26日）

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和5年5月12日）

この要領は、令和5年4月1日から施行する。